

付 議 第 1 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第3条第2項中「家庭、」を「、家庭、」に改める。

第4条第1項中「第5条の別表第1、第2又は第2の2」を「第5条第1項の別表第1から別表第2の2まで」に改め、同条第4項中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「第6条の別表第3、第4、第5、第6、第6の2、第7、第8、附則第9項若しくは附則第18項」を「第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第18項若しくは第19項」に改め、同項第3号エ中「又は管理栄養士」を「、管理栄養士」に、「証明書」を「証明書又は保育士となる資格を有する者であることを証明する書類」に改め、同号カ中「(別記第3号様式)」を「(別記第3号様式又は別記第3号様式の2)」に改める。

第6条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第7条中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同条第4号中「卒業又は修了した」を「卒業し、又は修了した」に改める。

第8条第1項及び第9条中「第64条」を「第64条第1項」に改める。

第10条中「第1条」を「第1条第3項」に改める。

第11条第1項中「規定による」を「規定により」に、「必要と認める場合を除くほか」を「必要があると認める場合を除き」に、「は省略する」を「を省略する」に改め、同条第2項中「に掲げる」を「に定める」に、「必要と認める場合を除くほか」を「必要があると認める場合を除き」に、「は省略する」を「を省略する」に改める。

第12条の見出し中「書換」を「書換え」に改め、同条第1項中「書換」を「書換え」に改め、同項第1号中「教育職員免許状書換（再交付）願」を「教育職員免許状書換え（再交付）願」に改め、同項第2号中「書換」を「書換え」に改める。

第13条の2の見出し中「任用届出」を「任用の届出手続」に改め、同条中「第3条の2の規定により」を「第3条の2第2項の規定による」に、「者は」を「者の届出は」に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改める。

第14条第1項中「第6条又は免許法」を「第6条第1項から第3項まで又は」に、「別表の」を「別表に」に改め、同条第2項中「第5条の2」を「第5条の2第3項」に、「別表の」を「別表に」に改める。

第27条第1号中「永久」を「永年」に改め、同条第2号中「主なる」を「主な」に改める。

第28条第2項第2号中「第1条」を「第1条第3項」に改め、同項第3号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第30条中「この規則で」を「この規則に」に、「教育長」を「高知県教育長」に改める。

別表の1の表中

「免許法別表第11」

を

「免許法別表第3」

に改め、同表の2の表中

「免許法別表第11」

を

「免許法別表第3」

に、

「免許法別表第五」を「免許法別表第5」に改め、同表の3の表

中

「免許法別表第11」

を

「免許法別表第3」

に、

「免許法別表第五」を「免許法別表第5」に、

「免許法附則第十一項」を「免許法附則第11項」に改め、同表の

4の表中

「免許法別表第11」

を

「免許法別表第3」

に改め、同表の5の表中

「免許法別表第六」

を

「規 則 法 別 表 第 6」

に改め、同表の6の表注1中「次の(1)、(2)、(3)及び(4)の」を「(1)から(4)までに」に改め、同表の6の表注2中「次の(1)及び(2)の」を「(1)及び(2)に」に改める。

別記第1号様式中「(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条関係)」を「(第4条－第9条関係)」に改める。

別記第2号様式中「(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)」を「(第4条－第10条関係)」に改める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第5条関係)

実務に関する証明書 (保育士等)

本籍地

氏名

年 月 日生

勤務期間	勤務年月数	総実労働時間	職名	勤務先	備考
年 月 日から 年 月 日まで	年 月	時間			
計	年 月	時間			

上記のとおり職員として良好な成績で勤務したことを証明します。

年 月 日

証明者 職・氏名

印

- 注 1 大学附置の国立又は公立の幼稚園の職員（専ら幼児の保育に従事する職員に限ります。以下同じ。）にあつては当該大学の学長が、大学附置の幼稚園以外の公立の幼稚園の職員にあつては当該幼稚園を所管する教育委員会が、私立の幼稚園の職員にあつては当該私立の幼稚園を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する場合の当該私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含みます。）が、保育所等の職員にあつては当該保育所等の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）が証明してください。
- 2 「備考」欄には、休職、職務内容その他勤務状況等特記すべき事項を記入してください。
- 3 厳封の上、申請者に交付してください。

別記第8号様式中「教育職員免許状書換（再交付）願」を「教育職員免許状書換え（再交付）願」に、「書換（再交付）していただきたい」を「書換え（再交付）していただきたい」に、「書換・再交付の理由」を「書換え又は再交付の理由」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正理由および改正内容

いわゆる「認定こども園法」及び関係政省令が改正され（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」等）、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、「改正法施行（平成27年4月予定）後5年間は、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けた者は、もう一方の免許・資格の取得に必要な単位数を軽減する」等の特例が設けられた。

この特例により、保育士が幼稚園教諭普通免許状を取得する場合の基礎資格等については、改正された教育職員免許法及び施行規則において、次のとおり定められている。

- (1) 基礎資格として、一種免許状の場合は「学士の学位を有すること及び保育士となる資格を有すること」、二種免許状の場合は「保育士となる資格を有すること」
- (2) 大学において、8単位以上修得すること
- (3) 保育士として3年以上かつ勤務時間4,320時間以上の実務経験があること

この特例により幼稚園教諭免許状を取得するためには、上の3点について、それぞれを証明する書類を教員免許状の授与権者である県教育委員会に提出することになるが、その規定を「教育職員免許状に関する規則」に設けるため、同規則について次の3点を改正する（参照：参考資料2 新旧対照表）。

- ① 第5条本文に、免許状取得の根拠規定である教育職員免許法附則第19項を加える。
- ② 第5条第1項第3号エに、上記（1）に対応して提出すべき書類として「保育士となる資格を有する者であることを証明する書類」を加える。
- ③ 第5条第1項第3号カに、上記（3）に対応して提出すべき書類として別記第3号様式の2「実務に関する証明書（保育士等）」を加える。

なお、上記（2）に対応して提出すべき書類の「学力に関する証明書」については、既に第5条第1項第3号オに規定されているので、改正の必要はない。

2 施行期日

公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 教科(第 3 条)
- 第 3 章 出願の手續等(第 4 条—第 13 条の 2)
- 第 4 章 単位の修得方法(第 14 条)
- 第 5 章 削除
- 第 6 章 雑則(第 27 条—第 30 条)

付則

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

本則

第 1 章 総則

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

第 2 章 教科

(教科)

第 3 条 略

2 前項の表中第 2 号第 3 欄に掲げる実業に関する教科とは、家庭、家庭実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、商船、商船実習及び職業指導とする。

3 略

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 教科(第 3 条)
- 第 3 章 出願の手續等(第 4 条—第 13 条の 2)
- 第 4 章 単位の修得方法(第 14 条)
- 第 5 章 削除
- 第 6 章 雑則(第 27 条—第 30 条)

付則

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

本則

第 1 章 総則

(用語)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

第 2 章 教科

(教科)

第 3 条 略

2 前項の表中第 2 号第 3 欄に掲げる実業に関する教科とは家庭、家庭実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、商船、商船実習及び職業指導とする。

3 略

第3章 出願の手続等

(免許法による免許状授与の出願)

第4条 免許法第5条第1項の別表第1から別表第2の2までの規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

2・3 略

4 免許法第16条の2第1項の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

5 略

第5条 免許法第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第18項若しくは第19項又は免許法第5条第6項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 受検資格に関する次の書類のうち、それぞれ該当するもの
ア～ウ 略

エ 保健師、看護師、准看護師若しくは栄養士の免許証の写し、管理栄養士の免許証の写し若しくは管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に該当する関係科目の学力に関する証明書又は保育士となる資格を有する者であることを証明する書類

オ 学力に関する証明書

カ 実務に関する証明書(別記第3号様式又は別記第3号様式の2))

キ・ク 略

第3章 出願の手続等

(免許法による免許状授与の出願)

第4条 免許法第5条の別表第1、第2又は第2の2の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

2・3 略

4 免許法第16条の2の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

5 略

第5条 免許法第6条の別表第3、第4、第5、第6、第6の2、第7、第8、附則第9項若しくは附則第18項又は免許法第5条第6項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 受検資格に関する次の書類のうち、それぞれ該当するもの
ア～ウ 略

エ 保健師、看護師、准看護師若しくは栄養士の免許証の写し又は管理栄養士の免許証の写し若しくは管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に該当する関係科目の学力に関する証明書

オ 学力に関する証明書

カ 実務に関する証明書(別記第3号様式)

キ・ク 略

(4)・(5) 略

2 略

(施行法による免許状授与の出願)

第6条 施行法第2条第1項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(外国にあつて授与された免許状を有する者等の免許状授与の出願)

第7条 免許法第18条第1項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 外国の学校を卒業し、又は修了した者は、その証明書及び学業成績証明書

(5)～(7) 略

(自立教科等の免許状授与の出願)

第8条 免許法施行規則第64条第1項の規定により自立教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

第9条 免許法施行規則第64条第1項又は第65条の規定により教育職員検定による自立教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(旧令による免許状を有する者の免許状交付の出願)

(4)・(5) 略

2 略

(施行法による免許状授与の出願)

第6条 施行法第2条の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(外国にあつて授与された免許状を有する者等の免許状授与の出願)

第7条 免許法第18条の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 外国の学校を卒業又は修了した者は、その証明書及び学業成績証明書

(5)～(7) 略

(自立教科等の免許状授与の出願)

第8条 免許法施行規則第64条の規定により自立教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

第9条 免許法施行規則第64条又は第65条の規定により教育職員検定による自立教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(旧令による免許状を有する者の免許状交付の出願)

第10条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(提出書類の省略)

第11条 第4条から前条までの規定により提出しなければならない書類のうち、現に教育職員として在職する者については、必要があると認める場合を除き、宣誓書及び身体に関する証明書を省略することができる。

2 前項に定める者のほか、臨時免許状を有する者のうち同種類の臨時免許状の授与を受けようとする者で、当該有する臨時免許状を提出するものについては、必要があると認める場合を除き、卒業又は修了証明書及び学業成績証明書を省略することができる。

(免許状の書換え又は再交付の出願)

第12条 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状書換え(再交付)願(別記第8号様式)

(2) 書換えの場合は、免許状及び戸籍抄本(再交付の場合で、破損の事由によるときは免許状の原本、紛失のときはその事由を証明する本人の理由書及び所轄庁又は警察署の証明書)

2 略

(非常勤講師の任用の届出手続)

第13条の2 免許法第3条の2第2項の規定による非常勤講師を任命し、又は雇用しようとする者の届出は、非常勤講師任用届出書(別記第11号様式)を授与権者に提出してしなければならない。

第4章 単位の修得方法

(単位の修得方法)

第14条 免許法第6条第1項から第3項まで又は附則第9項の規定によ

第10条 施行法第1条の規定により免許状の交付を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(提出書類の省略)

第11条 第4条から前条までの規定による提出しなければならない書類のうち、現に教育職員として在職する者については、必要と認める場合を除くほか、宣誓書及び身体に関する証明書は省略することができる。

2 前項に掲げる者のほか、臨時免許状を有する者のうち同種類の臨時免許状の授与を受けようとする者で、当該有する臨時免許状を提出するものについては、必要と認める場合を除くほか、卒業又は修了証明書及び学業成績証明書は省略することができる。

(免許状の書換え又は再交付の出願)

第12条 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状書換(再交付)願(別記第8号様式)

(2) 書換の場合は、免許状及び戸籍抄本(再交付の場合で、破損の事由によるときは免許状の原本、紛失のときはその事由を証明する本人の理由書及び所轄庁又は警察署の証明書)

2 略

(非常勤講師の任用届出)

第13条の2 免許法第3条の2の規定により非常勤講師を任命し、又は雇用しようとする者は、非常勤講師任用届出書(別記第11号様式)を授与権者に提出してなければならない。

第4章 単位の修得方法

(単位の修得方法)

第14条 免許法第6条又は免許法附則第9項の規定により普通免許状の

り普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、別表に定めるところによる。

- 2 免許法第5条の2第3項の規定により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者の単位の修得方法は、別表に定めるところによる。

第6章 雑則

(書類の保存)

第27条 免許法認定講習に関する次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に掲げる期間保存するものとする。

- (1) 単位修得原簿 永年
- (2) 前号に掲げるもの以外の主な公文書 5年

(特別免許状等の様式)

第28条 略

- 2 次の各号に掲げる臨時免許状の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 施行法第1条第3項の規定による免許状 別記第13号様式の2
- (3) 施行法第2条第1項の規定による免許状 別記第13号様式の3

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、免許状の授与に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

別表(第14条関係)

授与を受けようとする者の単位の修得方法は、別表の定めるところによる。

- 2 免許法第5条の2の規定により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者の単位の修得方法は、別表の定めるところによる。

第6章 雑則

(書類の保存)

第27条 免許法認定講習に関する次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に掲げる期間保存するものとする。

- (1) 単位修得原簿 永久
- (2) 前号に掲げるもの以外の主なる公文書 5年

(特別免許状等の様式)

第28条 略

- 2 次の各号に掲げる臨時免許状の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 施行法第1条の規定による免許状 別記第13号様式の2
- (3) 施行法第2条の規定による免許状 別記第13号様式の3

(委任)

第30条 この規則で定めるもののほか、免許状の授与に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表(第14条関係)

(新)

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	必修科目	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目					
							教科に関する科目						必修科目					生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
							単位数	教職の意義等に関する科目	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法		特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導の理論及び方法
免許法別表第3	一種	小学校教諭二種免許状	5	45	4	9教科のうち1以上	21	5						14	各教科の指導法		2	5				
			6	40	4		19	4						12	5教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)			4				
			7	35	3		17	3						11	各1			3				
			8	30	3		15	2						10	各教科の指導法			1	2			
			9	25	2		13	2						8	3教科(")							
			10	20	2		11	3						7	各1			2	5			
			11	15	1		9	3						6	3教科(")							
			12	10	1		7	2						4	各1			3	4			
			3	25	2		13	3						8	各教科の指導法					2	5	
			4	20	2		11	2						7	3教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)			1	4			
			5	15	1		9	2						6	各1					3	3	
			6	10	1		7	2						4	各1			2	2			
	二種	小学校助教諭免許状	6	45	4	9教科のうち1以上	29	7						17	各教科の指導法		2			1		
			7	40	4		26	6						15	5教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)			4	2			
			8	35	3		23	5						13	各2						3	1
			9	30	3		20	4						12	4教科(")			2	1			
			10	25	2		17	3						10	各1						1	1
			11	20	2		14	2						8	3教科(")			1	1			
			12	15	1		11	2						6	各1						1	1
			13	10	1		8	2						4	各1			1	1			
			29年改正法附則第11項該当	3	15		5	9教科のうち1以上	5	2						1					1	1
			4	10	5		5		2						1			1	1		/	
			29年改正法附則第12項該当	1	10		5	5	2						1			1	1		/	
			29年改正法附則第13項該当	5	10		5	5	2						1			1	1		/	

(旧)

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	必修科目	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目							
							教科に関する科目						必修科目					生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目						
							単位数	教職の意義等に関する科目	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法		特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導の理論及び方法		
免許法別表第三	一種	小学校教諭二種免許状	5	45	4	9教科のうち1以上	21	5						14	各教科の指導法		2	5						
			6	40	4		19	4						12	5教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)			4	2					
			7	35	3		17	3						11	各1					3	1			
			8	30	3		15	2						10	各教科の指導法			1	2					
			9	25	2		13	2						8	3教科(")					2	5			
			10	20	2		11	3						7	各1			3	4					
			11	15	1		9	3						6	3教科(")					2	1			
			12	10	1		7	2						4	各1			1	1					
			二種	小学校助教諭免許状	6		45	4	9教科のうち1以上	29	7									17	各教科の指導法		2	1
					7		40	4		26	6							15	5教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)		4	2		
					8		35	3		23	5							13	各2					
					9		30	3		20	4							12	4教科(")		2	1		
	10	25			2	17	3						10	各1		1	1							
	11	20			2	14	2						8	3教科(")				1	1					
	12	15			1	11	2						6	各1		1	1							
	13	10			1	8	2						4	各1				1	1					
	29年改正法附則第11項該当	3			15	5	9教科のうち1以上	5		2						1				1	1	/		
	4	10			5	5		2						1		1	1	/						
	29年改正法附則第12項該当	1			10	5	5	2						1		1	1	/						
	29年改正法附則第13項該当	5			10	5	5	2						1		1	1	/						

	免許法附則第5項の表第2号該当	3	10	4	1科目以上	6	2	2	1	/		
	免許法附則第5項の表第3号該当	/	10	4	1科目以上	6	2	2	1	/		
免許法別表第五	中学校教諭二種免許状(実習)	3	15	8	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7	3	2	2	/		
		4	10	5	1/2以上の科目各1	5	2	1	1	/		
免許法別表第三	二種	中学校助教諭免許状	6	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	21	9	6	6	4	
			7	40	9	2/3以上の科目各1	19	8	5	5		
			8	35	8	各1	17	7		4	4	
			9	30	7	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	15	6	3			3
			10	25	6	各1	13	5		2	2	
			11	20	5	1/2以上の科目各1	11	4	1			1
			12	15	4	各1	9	3		1	1	
			13	10	3	1科目以上	6	2	1			1
		29年改正法附則第11項該当	3	15	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	/	/		/	/	
			4	10								
		免許法別表第五	中学校助教諭免許状(実習)	6	20	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各2以上	10	4	2	2	/
				7	15	8	各2以上	7	3	2	2	/
				8	10	5	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	5	2	1	1	/
免許法別表第5備考第5号該当	6		10	5	各1以上	5	2	1	1	/		

(新)

3 高等学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目		教職に関する科目										教科又は教職に関する科目					
					単位数	必必修科目	必修科目															
							単位数	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、服務及び身分保を含む。)	進路選択に資する各種の機供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法		特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)
免許法別表第3	高等学校助教諭免許状	基礎資格	5	45	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	12				5					4		3	8			
			6	40	9		11													7		
			7	35	8		10															
			8	30	7	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	9				4						3		2	6		
			9	25	6		8										3			5		
			10	20	5		7										2			4		
			11	15	4		6										2					
			12	10	3	1科目以上	4										1		1	3		
			免許法別表第3	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	基礎資格	3	25	5	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7				3				2		2	8	
						4	20	4		6												7
						5	15	3	1科目以上	5									2		1	6
						6	10	3		4									1			
	10	90				20		24					10					8		6	16	
	11	85				18		22					9					7		6	14	
	12	80				16	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	19					8					6		5	13	
	13	75				14		17					7					6		4	11	
	14	70				12		14					6					5		3	10	
	15	65				10		12					5					4		3	8	
	16	60				8		9					4					3		2	7	
	17	55				6	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7					3					2		2	6	
	18	50				4		5					2					2		1	5	
	19	45				3	1科目以上	4					2					1		1	3	
	免許法別表第3	29年改正法附則第8項該当	基礎資格	4	45	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	12				5				4		3	8			
				5	40	8		9					4				3		2	7		
				6	35	6	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7					3				2		2	6		
				7	30	4		5					2				2		1	5		
8				25	3	1科目以上	4					2				1		1	3			
10				90	20		24					10					8		6	16		
11				85	18		22					9					7		6	14		
12				80	16	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	19					8					6		5	13		
13				75	14		17					7					6		4	11		
14				70	12		14					6					5		3	10		
15				65	10		12					5					4		3	8		
16				60	8		9					4					3		2	7		
17				55	6	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7					3					2		2	6		
18				50	4		5					2					2		1	5		
19	45	3	1科目以上	4					2					1		1	3					
免許法別表第3	一種	免許法施行規則第29項及び第30項該当(修業年限3年)	4	45	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	12				5				4		3	8				
			5	40	8		9					4				3		2	7			
			6	35	6	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7					3				2		2	6			
			7	30	4		5					2				2		1	5			
			8	25	3	1科目以上	4					2				1		1	3			
			10	90	20		24					10					8		6	16		
			11	85	18		22					9					7		6	14		
			12	80	16	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	19					8					6		5	13		
			13	75	14		17					7					6		4	11		
			14	70	12		14					6					5		3	10		
			15	65	10		12					5					4		3	8		
			16	60	8		9					4					3		2	7		
			17	55	6	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7					3					2		2	6		
			18	50	4		5					2					2		1	5		
19	45	3	1科目以上	4					2					1		1	3					
免許法別表第5	高等学校助教諭免許状(実習)	基礎資格	3	10	5	免許法施行規則第4条の表の当該実業教科の第2欄の科目について各1以上(科目数が単位数より多い場合は選択)	5				2				2		1	/				
			6	10	3		4					2				1		3				
			表イ該当	3																		
			表ロ該当	3																		
			表ハ該当	6																		
			表ニ該当	3																		
			免許法別表第11項	同上(修業年限2年)	基礎資格	6	60	13	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	16				7				5		4	11	
						7	55	12		14					6				5		3	10
						8	50	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	12					5				4		3	8
						9	45	8		9					4				3		2	7
			10	40	6		7					3				2		2	6			
			11	35	4		5					2				2		1	5			
			12	30	3	1科目以上	4					2				1		1	3			
			13	25	6	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7					3					2		2	6		
14	20	4		5					2					2		1	5					
15	15	3		4					2					1		1	3					
16	10	3	1科目以上	4					2					1		1	3					
免許法別表第11項	同上(修業年限2年)	基礎資格	6	60	13	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	16				7				5		4	11				
			7	55	12		14					6				5		3	10			
			8	50	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	12					5				4		3	8			
			9	45	8		9					4				3		2	7			
10	40	6		7					3				2		2	6						
11	35	4		5					2				2		1	5						
12	30	3	1科目以上	4					2				1		1	3						
13	25	6	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7					3					2		2	6					
14	20	4		5					2					2		1	5					
15	15	3		4					2					1		1	3					
16	10	3	1科目以上	4					2					1		1	3					

- (1) 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者の場合
(表は省略)
- (2) 基礎資格が免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条に該当する者の場合
(表は省略)

(新)

4 幼稚園教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目
						必修科目										
						教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
単位数	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	保育内容の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	の理論及び方法				
免許法別表第3	一種	幼稚園教諭二種免許状	5	45	4	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1以上の科目	20	6			13			1	6	
			6	40	4		18	5			12				5	
			7	35	3		16				10				4	
			8	30	3		14	4			9				3	
			9	25	2		12	3			8				2	
			10	20	2		10	2			6				1	
	11	15	1	8				5			0					
	12	10	1	7				4			0					
	二種	幼稚園助教諭免許状	3	25	2	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1以上の科目	12	3			8			1	6	
			4	20	2		10				6				5	
			5	15	1		8	2			5				4	
			6	10	1		7				4				3	
6			45	5	30		9			18			3			
7			40	4	27		8			16			2			
8	35	3	24	7			14			1						
9	30	3	21	6			13			0						
10	25	2	18	5			11			0						
11	20	2	15	4			9			0						
12	15	1	12	3			7			0						
13	10	1	9	2			5			0						
29年改正法附則第11項該当			3	15	5	同上	5	2			1			1	0	
			4	10			7				4				0	
29年改正法附則第12項該当			1	10	5	同上	5	2			1			1	0	
															0	

(旧)

4 幼稚園教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目
						必修科目										
						教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
単位数	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	保育内容の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	の理論及び方法				
免許法別表第3	一種	幼稚園教諭二種免許状	5	45	4	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1以上の科目	20	6			13			1	6	
			6	40	4		18	5			12				5	
			7	35	3		16				10				4	
			8	30	3		14	4			9				3	
			9	25	2		12	3			8				2	
			10	20	2		10	2			6				1	
	11	15	1	8				5			0					
	12	10	1	7				4			0					
	二種	幼稚園助教諭免許状	3	25	2	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1以上の科目	12	3			8			1	6	
			4	20	2		10				6				5	
			5	15	1		8	2			5				4	
			6	10	1		7				4				3	
6			45	5	30		9			18			3			
7			40	4	27		8			16			2			
8	35	3	24	7			14			1						
9	30	3	21	6			13			0						
10	25	2	18	5			11			0						
11	20	2	15	4			9			0						
12	15	1	12	3			7			0						
13	10	1	9	2			5			0						
29年改正法附則第11項該当			3	15	5	同上	5	2			1			1	0	
			4	10			7				4				0	
29年改正法附則第12項該当			1	10	5	同上	5	2			1			1	0	
															0	

(新)

5 養護教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	養護に関する科目				教職に関する科目								教科又は教職に関する科目					
					単位数	必修科目			単位数	必修科目				必修科目								
						衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説		栄養学(食品学を含む。)	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、勤務及び身分保障等を含む。)		進路選択に資する各種の機会提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法
免許法別表第六	一種	養護教諭二種免許状	3	20	8	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			4	15	7				5													1
			5	10	6				4													1
	二種	養護助教諭免許状	6	30	14	2	2	2	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			7	25	12				7													1
			8	20	10				6													1
			9	15	8				5													1
			10	10	6				4													1
		免許法別表第6備考第2号該当	/	10	4	1	1	1	3	任意	/											
		29年改正法附則第18項該当	3	10	6	1	1	1	2	任意	/											

(旧)

5 養護教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	養護に関する科目				教職に関する科目								教科又は教職に関する科目					
					単位数	必修科目			単位数	必修科目				必修科目								
						衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説		栄養学(食品学を含む。)	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、勤務及び身分保障等を含む。)		進路選択に資する各種の機会提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法
免許法別表第六	一種	養護教諭二種免許状	3	20	8	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			4	15	7				5													1
			5	10	6				4													1
	二種	養護助教諭免許状	6	30	14	2	2	2	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			7	25	12				7													1
			8	20	10				6													1
			9	15	8				5													1
			10	10	6				4													1
		免許法別表第6備考第2号該当	/	10	4	1	1	1	3	任意	/											
		29年改正法附則第18項該当	3	10	6	1	1	1	2	任意	/											

6 特別支援学校教諭免許状

(表は省略)

注

- 1 この表の特別支援教育の基礎理論に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。

(1)～(4) 略

- 2 特別支援教育に関する科目の修得により第5条の2の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における単位の修得方法は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

(1)・(2) 略

- 3 略

7 栄養教諭免許状

(表は省略)

別記第1号様式(第4条—第9条関係)

教育職員免許状授与(検定)願

[別紙参照]

第2号様式(第4条—第10条関係)

履歴書

[別紙参照]

6 特別支援学校教諭免許状

(表は省略)

注

- 1 この表の特別支援教育の基礎理論に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ次の(1)、(2)、(3)及び(4)の定めるところによる。

(1)～(4) 略

- 2 特別支援教育に関する科目の修得により第5条の2の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における単位の修得方法は、それぞれ次の(1)及び(2)の定めるところによる。

(1)・(2) 略

- 3 略

7 栄養教諭免許状

(表は省略)

別記第1号様式(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条関係)

教育職員免許状授与(検定)願

[別紙参照]

第2号様式(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)

履歴書

[別紙参照]

第 3 号様式の 2(第 5 条関係)

実務に関する証明書(保育士等)

[別紙参照]

第 8 号様式(第 12 条関係)

教育職員免許状書換え(再交付)願

[別紙参照]

第 8 号様式(第 12 条関係)

教育職員免許状書換え(再交付)願

[別紙参照]

別記

第1号様式（第4条—第9条関係）

高知県収入 証 紙

教育職員免許状授与（検定）願

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地
現住所
勤務校
フリガナ
氏 名

㊞

年 月 日生

次の教育職員免許状を（教育職員検定により）授与していただきたいので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	
教科又は特別 支援教育領域	

根 拠 規 定	
---------	--

受付番号

受付日（ 年 月 日）

第2号様式 (第4条—第10条関係)

履 歴 書

本籍地		現住所	
ふりがな 氏名	年 月 日生		
学 業			
期 間		学 校 名 等	修業年数
年 月 日から 年 月 日まで			年 月
年 月 日から 年 月 日まで			年 月
年 月 日から 年 月 日まで			年 月
年 月 日から 年 月 日まで			年 月
年 月 日から 年 月 日まで			年 月
年 月 日から 年 月 日まで			年 月
年 月 日から 年 月 日まで			年 月
業 務			
期 間		勤 務 先	
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
所 有 す る 免 許 状			
授与年月日	免許状の種類・教科	番 号	授 与 権 者

賞		罰	
年 月 日			
身 上 に 関 す る 事 項			
年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名 ⑩

注 「業務」欄の「勤務先」は、教員歴にあつては職名も記載してください。

第8号様式（第12条関係）

高知県収入
証 紙

教育職員免許状書換え（再交付）願

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地

現住所

氏 名 ㊟

年 月 日生

教育職員免許法の定めるところにより次の教育職員免許状を書換え（再交付）していただきたくので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	教 科	授与年月日	番 号	旧 氏 名	旧本籍地

書換え又は再交付の理由	改姓 ・ 本籍地変更 ・ 改名 ・ 紛失・破損
-------------	-------------------------

受付番号

受付日（ 年 月 日）

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許及び保育士資格の特例について

- ①いわゆる認定こども園法の改正法（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」）において創設された新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設
- ②その職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則
- ③これを踏まえ、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、同法施行（平成 27 年 4 月予定）後 5 年間は、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けたものは、もう一方の免許・資格の取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進

教育職員免許状の授与について

普通免許状は、以下のものに授与される（教育職員免許法第五条第一項）

- 1 定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において定める単位を修得した者 → 「授与」
- 2 免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者 → 「検定」

1 「授与」

通常、課程認定のある大学で単位を修得し、免許状を取得する方法。

（例）大学在学中に必要な単位を取得し、卒業時に免許状を取得する。

2 「検定」

人物、学力、実務及び身体についての教育職員検定に合格した者に対し、免許状が授与されるもの。

教育職員検定は、原則、申請の際に提出された書類により行い、学力の検定は所定の単位を修得すること、また、実務の検定は良好な成績で勤務した規定の在職年数を満たすことで合否を判断する。

（例）

根拠	方法	添付書類
別表第 3	幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭免許状を取得している者が、教員の勤務経験を有したうえで、さらに上位の免許状を取得する方法。 （例）小学校教諭二種免許状を有し、小学校教諭として勤務する者が、大学の通信課程等で単位を取得し、小学校一種免許を取得する。	基礎となる免許状（写） 学力に関する証明書 実務に関する証明書 等
別表第 7	幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭免許状を取得している者が、教員の勤務成績を有したうえで、特別支援学校教諭二種免許状を取得する方法等。 （例）小学校教諭免許状を有し、特別支援学校の小学部で勤務する教諭が、認定講習で単位を取得し、特別支援学校教諭二種免許状を取得する。	基礎となる免許状（写） 学力に関する証明書 実務に関する証明書 等

附則第 18 項	学校等の学校栄養職員として 3 年以上良好な成績で勤務したうえで、栄養教諭免許状を取得する方法。	栄養士免許証（写） 学力に関する証明書 実務に関する証明書 等
附則第 19 項 H25. 7. 1 施行 ※規則は 8. 8 施行	保育所等の保育士として 3 年以上（かつ 4, 320 時間以上）良好な成績で勤務したうえで、幼稚園教諭免許状を取得する方法。	保育士となる資格を有する者であることを証明する書類（写） 学力に関する証明書 実務に関する証明書 等

3 「授与」と「検定」の違い

(1) 手数料

「検定」の場合、教育職員検定を行い、合格した者に免許状を授与するので、授与手数料に検定手数料が加わる。

高知県の場合、授与手数料 3, 300 円、検定手数料 1, 700 円なので、

「授与」の場合 → 3, 300 円

「検定」の場合 → 5, 000 円（3, 300 円 + 1, 700 円）

(2) 取得単位数

基本的に「検定」の場合、実務経験が必要であるが、取得することが必要な単位数が「授与」に比べて少ない（例外あり）。

(例) 幼稚園教諭免許状を取得する場合

		別表第一（授与）		附則第 19 項（検定）	
		一種	二種	一種	二種
資格		学士（大卒）	短期大学士（短大卒）	学士（大卒） + 保育士資格	保育士資格
取得 単 位	教科に関する科目	6	4	—	
	教職に関する科目	35	27	8 ※2	
	教科又は教職に関する科目	10	—	—	
	計	51 ※1	31 ※1	8	
実務経験		—		3 年以上かつ 4, 320 時間以上	

※1 この他に、教養科目（日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作）計 8 単位以上の修得が必要。

※2 単位の内訳は、①教職の意義等に関する科目 2 単位以上、②教育の基礎理論に関する科目 2 単位以上、③教育課程及び指導法に関する科目 3 単位以上、④生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目 1 単位以上を修得するものとする。